

川西町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

川西町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月24日告示第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要支援者 法第7条第4項各号に規定する要支援者をいう。
- (2) 事業対象者 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の62の4第2号に規定する被保険者をいう。
- (3) 要支援者等 要支援者及び事業対象者をいう。

（実施主体）

第3条 総合事業の実施主体は、川西町とする。

（事業構成及び事業内容）

第4条 総合事業の構成は、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）及び一般介護予防事業からなる。

2 第1号事業の事業構成及び事業内容は、別表のとおりとする。

（対象者）

第5条 総合事業の対象者は、町内に住所を有する要支援者等とする。

（事業実施方法）

第6条 総合事業の各サービスは、町が直接実施するほか、次の各号のいずれかの方法により提供するものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施する方法
- (2) 施行規則第140条の69に定める基準に適合する者に委託して実施する方法
- (3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定による補助を実施する方法

（第1号事業の利用手続等）

第7条 第1号事業を利用しようとする要支援者等は、介護予防サービス計画

作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）に介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を添えて、町長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、要支援者等に代わって地域包括支援センターが行うことができる。

（事業対象者の有効期間終了）

第8条 事業対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業対象者有効期間・介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書（様式第2号）に被保険者証を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) 自立・回復等により事業対象者でなくなったとき。
- (2) 前号のほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき。

（利用料）

第9条 第1号事業の利用者は、法第115条の45第10項の規定により、別表に定める利用料を負担するものとする。

- 2 第1号事業を利用する際に、食費及び原材料費等の実費が生じたときは、当該実費を利用者が負担するものとする。

（利用の中止等）

第10条 町長は、総合事業の利用者が次のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を一時停止し、又は中止させることができる。

- (1) 健康状態に変化が見られ、当該事業を利用することが適切でないと認められたとき。
- (2) 疾病にかかり、又は負傷し、治療を受ける必要があるとき。
- (3) 感染症の罹患により、医師から他者に感染の危険があると判断されたとき。
- (4) 医師から当該事業の利用について一時停止又は中止の指導を受けたとき。
- (5) 死亡、転出、入院又は施設入所したとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が当該事業の利用を不適切と認めたとき。

（第1号事業に要する費用の額）

第11条 次の各号に定める事業に要する費用は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 従前相当訪問介護 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単位告示」という。）に掲げる川西町の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める

基準（令和３年厚生労働省告示第７２号。以下「単位数告示」という。）の別表に定める１訪問型サービス費の単位数を乗じて得た額

(2) 従前相当通所介護 単価告示に掲げる川西町の地域区分に基づく通所介護の割合に１０円を乗じて得た額に、単位数告示の別表に定める２通所型サービス費の単位数を乗じて得た額

(3) 介護予防ケアマネジメント 単価告示に掲げる川西町の地域区分に基づく介護予防支援の割合に１０円を乗じて得た額に、単位数告示の別表に定める３介護予防ケアマネジメント費の単位数を乗じて得た額

２ 前項各号の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（第１号事業支給費の額）

第１２条 法第１１５条の４５の３第２項に規定する第１号事業支給費（介護予防ケアマネジメントの支給費を除く。以下同じ。）の額は、前条に規定する費用の額（以下「基準単価」という。）に１００分の９０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

２ 所得の額（法第５９条の２第１項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額。以下同じ。）が同項に規定する政令で定める額以上である要支援者等（以下「２割負担対象者」という。）にかかる第１号事業支給費の額について前項の規定を適用する場合においては、同項中「１００分の９０」とあるのは、「１００分の８０」とする。

３ 所得の額が法第５９条の２第２項に規定する政令で定める額以上である要支援者等（以下「３割負担対象者」という。）にかかる第１号事業支給費の額について第１項の規定を適用する場合においては、同項中「１００分の９０」とあるのは、「１００分の７０」とする。

４ 介護予防ケアマネジメントの支給費の額は、基準単価の１００分の１００に相当する額とする。

（給付管理）

第１３条 要支援者が第１号事業を利用する場合には、予防給付の支給限度額の範囲内で予防給付と第１号事業（指定事業者が提供するサービスに限る。）について一体的に給付管理を行うものとする。

２ 事業対象者については、指定事業者が提供するサービスを利用する場合に限って、要支援状態区分が要支援１の予防給付の支給限度額の範囲内で給付管理を行うものとする。ただし、利用者の状態により町長が特に認めた場合は、要支援２の支給限度額の範囲内で給付管理を行うことができる。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第１４条 町長は、第１号事業（指定事業者が提供するサービスに限る。）につい

て、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額(以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を要支援者等に対し支給することができる。

- 2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件及び支給額その他高額介護予防サービス費等相当額の支給については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(保険料滞納者にかかる支払方法の変更)

第15条 町長は、保険料を滞納している要支援者等が、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合は、法第115条の45の3第3項の規定を適用しないことができる。ただし、納付しないことについて町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(保険給付の支払の一時差止)

第16条 町長は、第1号事業による給付を受ける第1号被保険者である要支援者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6月を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合は、第1号事業支給費の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。ただし、納付しないことについて町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(給付制限)

第17条 町長は、第2条第2号に該当すると判断した第1号被保険者について、法第69条に規定する保険料徴収権消滅期間があるときは、同条の例により、第1号事業支給費の給付を制限することができる。

- 2 町長は、第1号事業による給付を受ける要支援者等が法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合において、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した指定事業者が提供するサービスにかかる第1号事業支給費について、第11条第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の60」とする。

(指定事業者の指定)

第18条 町長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした者(以下次条において「申請者」という。)に通知するものとする。

- 2 指定事業者の指定有効期間は、当該指定をした日から6年間とする。

(指定の拒否)

第19条 町長は、法令に定めのあるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業所の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、川西町訪問型サービス（第1号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱又は川西町通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に規定する基準等に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等について当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に役員等であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知のあった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第6条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由のある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として町長が当該申請者に当該検査が行われた日から10

日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第6条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 第9号に規定する期間内に第6条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、当該事業者を指定することにより、川西町介護保険事業計画に規定する地域支援事業にかかる計画量を超過する場合又はその他町が実施する地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(指定事業者の指定更新)

第20条 町長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

2 指定事業者の指定の更新有効期間は、当該更新をした日から6年間とする。

(指定申請事項の変更の届出等)

第21条 施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による指定の申請事項の変更の届出又は同項第5号の規定による事業の再開の届出は、その事由が生じた日から10日以内に、同項第6号の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、その事由が生じる日の1月前までに行うものとする。

(指定事業者情報の公表及び提供)

第22条 町長は、指定、申請事項の変更若しくは事業の再開若しくは事業の廃止又は休止の届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等にかかる事業者に関する情報のうち次に掲げるものを公表するとともに、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対し、当該情報を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

- (3) 指定（更新を含む。）、廃止、休止及び再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
（守秘義務）

第 23 条 総合事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を他に漏らしてはならない。

（指導及び監査）

第 24 条 町長は、総合事業の適正かつ円滑な実施のため必要と認めたときは、サービスを提供する指定事業者及び事業受託者等に対して、指導及び監査を行うことができる。

（その他）

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の規定を適用する場合において、単位数告示別表の 1 ロ注 7 及び 3 イ注 3 の準用については、令和 7 年 4 月 1 日からとする。

（要綱の廃止）

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 川西町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱（平成 29 年 3 月告示第 11 号）
 - (2) 川西町介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱（平成 29 年 3 月告示第 12 号）

別表（第4条第2項、第9条関係）

種 類	事業名	事業内容	利用料
訪問型サービス (第1号訪問事業)	従前相当訪問介護 (事業者指定)	従前は介護予防給付により実施されていた訪問介護員による身体介護及び生活援助	基準単価の1割（2割負担対象者にあつては基準単価の2割、3割負担対象者にあつては3割）
	訪問型サービスC (委託)	生活機能を改善するための運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上プログラム等を短期集中で実施	利用者負担なし
通所型サービス (第1号通所事業)	従前相当通所介護 (事業者指定)	従前は介護予防給付により実施されていた通所介護	基準単価の1割（2割負担対象者にあつては基準単価の2割、3割負担対象者にあつては3割）
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント	介護予防及び日常生活支援を目的として、利用者が選択した予防サービス事業又は生活支援サービス利用にかかるケアマネジメント	利用者負担なし

備考

この表において「2割負担対象者」及び「3割負担対象者」とは、所得の額が法第59条の2に規定する政令で定める額以上の要支援者等をいう。

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

										区 分		新規・変更	
フリガナ										被保険者番号			
被保険者氏名										個 人 番 号			
生 年 月 日		明・大・昭		年		月		日					
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター													
介護予防支援事業所・地域包括支援センター名								介護予防支援事業所・地域包括支援センター所在地					
								〒					
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）番号													
								電話番号（ ）					
介護予防支援事業所又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所 ※居宅介護支援事業所が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。													
居宅介護支援事業所名								居宅介護支援事業所の所在地					
								〒					
居宅介護支援事業所番号													
								電話番号（ ）					
サービス開始（変更）年月日								年 月 日					
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等													
※ 変更する場合のみ記入してください。													
川 西 町 長 様													
上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。													
年 月 日													
住 所													
被保険者								電 話 番 号 （ ）					
氏 名													
保 険 者 確 認 欄								☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複				受 付	
								☐ 介護予防支援事業者事業者 （地域包括支援センター）番号					

（注意）

- この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第、速やかに川西町に提出してください。
- 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業者（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず川西町に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦全額自己負担していただくことがあります。
- 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口に提出してください。

事業対象者有効期間・介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書

フリガナ		被保険者番号																		
被保険者氏名		生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日																	
		介護予防ケアマネジメントを依頼していた介護予防支援事業者（地域包括支援センター）																		
介護予防支援事業所名		介護予防支援事業所の所在地																		
		〒																		
		電話番号 ()																		
介護予防ケアマネジメントを受託していた居宅介護支援事業所 ※居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを受託していた場合のみ記入してください。																				
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地																		
		〒																		
		電話番号 ()																		
事業対象者認定日		年 月 日																		
事業対象者終了日		年 月 日 で事業対象者を終了します。																		
届 出 理 由		☐ 支援終了、今後のサービス利用予定がないため ☐ その他 ()																		
川西町長 様																				
上記のとおり、事業対象者有効期間及び介護予防ケアマネジメントの依頼を終了することを届け出ます。																				
年 月 日																				
住 所																				
被保険者 電話番号 ()																				
氏 名																				
保険者確認欄	☐ 被保険者証 ☐ 負担割合証																		受 付	